



経理の窓7月号

平成28年7月10日号

梅雨も明けないうちから、厳しい暑さが続いています、お変わりありませんか？

今月の税務	法人税 : 5月決算法人の確定申告と納付 個人 : 所得税の予定納税額（第1期分）の納付 地方税 : 固定資産税と都市計画税の第2期分の納付
-------	--

雇用保険制度が変わりました。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。

《雇用保険料率の引き下げ》

給与計算をする際には、4月支給分より新しい料率で、雇用保険料の控除額を計算することになります。

平成27年度の雇用保険料率と比較して

●平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ下がりました。

●雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000下がりました。

【平成28年度の雇用保険料率】 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで

負担者 事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+②		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000

《65歳以上の方への雇用保険の適用拡大》

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者につきましても、雇用保険の対象となります。平成32年度より、64歳以上の方についての雇用保険料の徴収が始まります。

この改正により必要になる届出等は、あらためて案内されることになっています。

《介護休業給付の給付率の引き上げ》

介護休業を取得した際に支給される介護休業給付の給付率は、平成28年8月1日以降に休業を開始する方について、現行の40%から67%に引き上げられます。

* 雇用保険は、政府が管掌する、失業等給付を支給する事業と雇用保険二事業を実施する制度です。雇用保険二事業とは、雇用安定事業と能力開発事業のことです。



有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>